

議会運営委員会

平成25年6月20日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	○木澤 正男	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	嶋田 善行
坂口 徹		
中西 議長		

2. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、坂口委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、坂口委員を指名いたしますので、両委員には、よろしく願いをいたします。

本日の議事は、レジメに記載しておりますように、議員発議2件が本日、正式に提出されましたので、この取扱いについて協議していただきたいと思ひます。

まず初めに、斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についての取扱いについて、ご意見をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、議員発議で提出させていただきますけれども、前回は述べましたように、去年1年間、議員定数については種々協議を行って、両論併記ということで、定数削減の委員さん、また、全協でも聞かれた中で、議員定数を削減するということをおっしゃった議員さん共々、いろいろ協議した結果、今回このような形で出させていただきましたので、本日は表決していただきたいと思ひます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 私も嶋田委員と同じ意見でございます。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私はこの提出に伴いましてですね、確かに昨年1年間、議運では議論はしてきましたけども、意見はそれぞれ出ていて、最終的にどういう形にするのか、ということで、纏めるというところまでは至ってなかったと思ひます。

さらにですね、住民にとって、何人が適正な定数なのか、というところについては、それぞれまだ意見をお持ちの議員さんもおられると思いますし、私もそうした面について検証していくという点では、この点について引き続き議論をしていきたいなというふうに思っていますので、本日即決という形ではなくしてですね、どこかの委員会に付託をするという形で、もしくは全員協議会等でですね、引き続き議論をしていくべきではないかと。

特にこの点につきましては、次の改選までまだ2年間ございますので、議論する時間は十分にあると思うんです。私は本日提出していただいて、すぐに結論を出す必要もないというふうに思いますので、じっくり時間をかけて議論をしていくべき問題だというふうに考えています。

委員長 他にございませんか。 小林委員。

小林委員 私、去年議運のほうに入っていませんでしたけれども、議運の方々、議長のほうで、議会の意見を聞いていただき、また全協でも発言する機会をいただきましたので、その場ですね、もう他の14名の皆様方の意見も、意思も固いというふうに思いますので、これ以上意見を集約というか、1つの案を纏めるのは難しいかなと思っていますので、そういう中で本日こういうふうに1つの案が出てきましたことを、評価させていただきまして、また、これが採択なるのかどうかわかりませんが、これが決まりましたらそれはそれで新たな委員会構成を考えなければいけませんので、もうこの時期に議員の定数のほうの問題についてはですね、けりをつけていただいて、次は議会運営のほうの内容をちょっと詰めていただきたいなというふうに思いますので、本日の採決をお願いしたいと思います。

委員長 他の委員さんは何かご意見ございませんか。 坂口委員。

坂口委員 私も、あれですね、去年議運で1年間議論していただきまして、両論併記ということですが、それを受けて今日出てきてますので、この

議案出てきてますんで、その他、意見もあるようでしたら、次の全員協議会ですか、そこででも、ちょっと諮っていただいて、諮るって言ったらあれですけども、皆さんの意見をもう一度聞かれて判断してもいいのではないかなというふうには思います。

委員長 というのは、今日の、このあとの全協でですか。

坂口委員 はい。

委員長 宮崎委員は。

宮崎委員 私も今、坂口さん言われた通りで、全協でちょっと聞いていただいたらいいかなと思ってます。

委員長 そしたら、私はね、今、嶋田委員から順に意見言ってもらいましたけども、全員言ってもらいましたけども、私はこの議運の委員会に付託をされてからの意見じゃないのかなと、そのように思っているんです。

議会運営委員会は発議されたこの議案書の取扱いを議論する場所であって、この会議規則39条で委員会に付託するとなっておりますので、私は前回の時も、その付託先について、取り纏めを行いたいということで、違った意見が出てきたので、私は休憩を取って、1時間以上休憩でいろいろ皆さんに聞きました。空論です、はっきり言って。しかも、この提出者の1名になっておられます嶋田委員、私はこれ聞きたいんですが、この提案理由として、委員会中心主義をとる当議会において、委員会中心主義というのはどういうことなんですか。それを聞きたいと思います。だから付託先を検討する、きょうの即決するには、先ほど副委員長も申しあげましたように、急を急ぐものでもない。だから、委員会中心主義。それが私達、斑鳩町議会の誇るべき伝統なんです。そのことをどけて、そういう意見を言うということは、私は残念でなりません。だから付託先を検討してください。それだけです。 嶋田委員。

嶋田委員 この議運でこの発議の内容を審査するべきでしょうか。それは付託されたらね、発議の内容を審査していったらいいけど、今、この場ではこの取扱いをどうするかということですね。

委員長 まさしくそうです。

嶋田委員 そういふことですね。そしたら、先ほど委員長は39条で委員会に付託するというふうにおっしゃいましたけども、第3項で議会の議決で省略することはできるとなっております。今まで私の経験では、議員発議で最終日に出された議員発議で、付託したということは、私は記憶がありませんね。

委員長 嶋田委員、ちょっと申し訳ない。大変失礼な言い方になるけども、誤解しないで下さい。私はこの内容については、皆さん今、話するのと違いますよということなんです。そしてね、嶋田委員、提案者の1人が委員会中心主義、議会においてはということも理由にあげておられるでしょ。ということは、委員会中心主義です。それで、39条の3項は、これは議会の議決で省略することができる。但し書きなんです。これはどういう議案なんかといたら、この議会にもありました。初日に東小学校の契約、これは工期の関係でということで、これは前の総務委員会にも、そして議会運営委員会にも、そういうこと必要ですので、初日に即決してください、それに対してはそしたら議会も協力しましょう。その3項によって、すべて省略する。

それと、そういうものが付託されたということはないということですが、残念ながら議員提案でこういう重要な案件が出された、まだ期間のあるものが出されたということはないんですね。だから、そういうことが私の経験ではないんです。

だけど、この会議規則にのっとって、やるのがやはり斑鳩町議会だと思えますし、これを先ほど副委員長が申し上げたところで、ちょっと触れていたけど、選挙までには2年間ある。だから、その間しっかりと議論する。その成果として、13人になるのか、これが否決されるのか、

それはじっくりと議論しなければいけない。それが斑鳩の町議会の運営の仕方ですし、これを今崩すわけにはいきません。 嶋田委員。

嶋田委員 今までから、そういうふうやってきているでしょ。今、新たに最終日に出てきたものを付託するというのがね、なんかとってつけたように思いますし、今までどおりやっていただければそれでいいわけであって、この取扱いをどうするか、付託するのか、いやもう即決で行きましょうとするのか、今この場で決めるのはそういうことですよ。

委員長 だからね、そしたら今、例えば選挙前の2年後ですか、3月議会の最終日に提出された。私はね、そのことにも憤りを感じているんですよ。なぜ初日に出してこないんですか。なぜ最終日だったら即決になるというようなね、もう狡知な、無知じゃない、狡知なんですよ。即決をすぐにしなければいけないと、そういうような議会への出し方に対してはね、私は憤りを感じていると言っているでしょ。そういうことで、今まで議会運営をされてきたんですか。全く情けないと思います。

この前の、これ言ったら悪いですけどね、臨時会での役員改選の時でも、なんていう扱いだっただんですか。議長の辞職願出された段階で、退席してくる。まったくそれはね、意味のない、今までどういう議会運営をやってきたんですか。それらのことはしっかりとね、これからは私はこの初日にも、この前の議運にも皆さんに提案してました。あるべき議会像を求めてということ。それでそういうことをいろいろ審議して、チェックしていこうと。それで、アクションを起こしていこうと、改善していこうと。そのためにその前年度に嶋田議長から諮問を受けてきて、議会運営委員会として纏めた、あれは議論を尽くしたとか、そんなんじゃないでしょ。やはりその時の議運の委員、委員会は15名のままで現状維持でいきましょうということ返しているんですよ。その返された人からこういう具合にして、しかも最終日に提案されるということに対しては、私は今後この議会運営について、今までのことだいたい修正せなかん、そのように思っております。 嶋田委員。

嶋田委員 去年の答申には、現行のまま議員定数削減、調整がつかなかったということで、両論併記なんです。何も15名でやろうというふうな答申ではなかったと私は思っております。

また、とにかくこの39条の第3項にある、議会の議決で省略することはできるとなっているんですから、今のこの議運で議論するのは、これを付託するのか、それとも省略して本日採決するのか、それのことだけではないんですか。

委員長 そしたらもう1度、大変失礼な言い方します。議会の議決で省略することができるということは、本会議なんです。本会議あげる前の、今、議会運営委員会が本会議にあげる前の議論をするんです。ここで、会議というのは、本会議なんです。文章をしっかりと見て、今まで議長もしてたんやから、こういうことはしっかり見なさい。それだけのことです。
嶋田委員。

嶋田委員 何も今ここで決めよ、ここで決めたことを議長いらっしゃるんですから、議会で諮っていただく、そういうことですやんか。

委員長 だから、堂々巡りするような感じになるけど、この今までの斑鳩の町議会の運営、委員会中心主義をやってきた、これは、各町に対しても誇りを持っています。

議員定数のことについても、削減しなければいけないというような風潮もあった。だからそれで皆がやってきた。その後で委員会付託ができない。だから、17年の時に里川委員長の時にまとめてもらった。ちょうどその時も中西、今の議長でした。その諮問を受けて議会運営委員会です。いろいろ視察も行った。私は2つの常任委員会で委員会付託をしているということで、九州まで行ったんですよ、そしたら違うんですよ、形だけなんです。実際は本会議中心主義なんです。皆あきれて帰ってます。それで、やはりこの3つの常任委員会はあるんだと。そしたらどこかで人数をこういう具合に訂正していこうと、幸い15人という形でやっていって、1名減、そういうことで、皆で理解して、それでできたものな

んです。

そして今回、また嶋田議長から諮問された。そのことについていろいろ議論した、その中で両論併記でもなんでもないので。今度これは付託されたときに、私は意見として申し上げるつもりですが、まったくそれらのことについては、はっきりとした根拠のないことで、減数を言っておられる。今回もそうでした。だから議会運営委員会としては、議長に返すのに、現状維持なんです。両論併記、いろんな意見もでました、纏めることはできませんでしたという形で返しておられる。だからそれはそれで置いてあって、常任委員会のことを議論してそれを1つ削減しただけなんです。私はあの時は、もう1つの常任委員会をつくるべきだということはいいましたが、他の議員さんらがすべていらないと。まったく斑鳩の町議会を後退させているような委員さんばかりだと、私はあきれていたんですよ。だけど、それは皆さんがそういう形で運営するんだということだから、後退させているんですよ、あれは。人数をふやしただけで、それで後退させている。そういうことをね、斑鳩町議会がやってきているんだたらね、なおさら皆さんに反省してもらおうとか、猛省してもらおうとか、考えをしっかりと持ってもらいたい。なんのために前回の議会運営委員会であるべき議会像を求めてということで、皆さんの同意を得て、今後議論していこうということになってるんです。だから、会議に付す前に議会運営委員会がそれをどうするかと、取扱いを議会運営委員会で検討して、議長にこういう具合にしてくださいと。なんか組織と流れというものをごっちゃにしていると考えます。他の人。 伴委員。

伴委員

ちょっと今、お2人のお話をお聞きしてまして、自分の考えですよ、自分の考えでいきますと、委員長のおっしゃる委員会中心主義というのは、僕は理事者側から議案が出てきたと、その時に委員会で基本的に諮る、例外が本会議でその日採決するというような形。それで今回のやつ、議員発議のやつは、多分いままでの慣例的に、なってないのは逆じゃないかなと。逆に本会議に諮るのが先で、もし例外的に付託っていうような形になっているんじゃないかなと、私はそういうふうに、この間じっ

と、こないだ議運があってから自分も勉強させていただいて、自分なりに感じたことは、出す位置によって、その前後が変わるんじゃないのかなど、こういうふうに私は思いますが、ちょっとその辺、委員長の意見をお願いします。

委員長

議案に対しての議員発議とか、町長からの提案と議案、それを区別することはまずないです。同じ扱いをしなければ、議会としては扱わなければいけない。

それと今まで前例がないからということですが、慣例に従いましてということで、議長がね、この39条3項の規定に基づいて皆さんに諮ってますわね、1回ずつね。あれはまさしく会議に諮って省略することができる、議会の議決でと、議会の議決なんですね。斑鳩町議会では、専決処分についてはね、もう委員会付託は省略しようというのは慣例できてました。だけど、議員発議を省略しようという慣例はありません。

今、ちょっと思い出そうとしているんですがね、どうしたんかなということ。あれ何年だったかな、政治倫理条例、あれは議員発議です。確かに議員発議です。それで、発議者は私他数名の方で出しました。それはもちろん議長にも相談した上で、出していました。それはあくまでも初日です。その時に当然付託されるということで、議会運営委員会に付託されるということで。その中で、その議員さんの中から、対案を出すから、それはちょっと置いておいてくれと、宙ぶらりんになってたんです。その時の議運の委員長は、そしたら対案出てきて、そこで一緒に議論できたら、やっぱり練ったものであると、いうことになってくるということで。それで、その中で成果、きちっとした政治倫理条例、斑鳩町が誇れる政治倫理条例をつくろうということで、そしたら私らも待ちますと、もうそのまま付託してあれしてほしいということでやったんですが、そのまま待ってた。ところが議員としてモラルに欠けたような行動を起こされたんです。はっきりしたことは言いませんけどもね。その対案を出さないで、住民感情を煽るようなことを盛んにされたんですよ。街頭で署名をもらっているとか、その素案には人権問題があるとか、まだ審議もしてないのに、住民にそれらを出して、私らが提出している人

間が悪いというようなことをね、盛んにやったんですよ。それで出されたんが最終的に、最終日ぐらいに出された。最終の議運に出された。当然対案ですから、それを議論しなければいけない。付託されているのは議会運営委員会ですから、それで議会運営委員会を何回か開いて行って、議運の委員長が堂々巡りしてもいかんから、あれしようということで、折衷案をつくろうということで、それでやったこと、やったけど私はその折衷案には、もうその相手の対案に対してのね、まったく継ぎはぎだらけだという表現もしてました。そういう政治倫理条例は、やはり斑鳩町には、斑鳩町議会としては、つくるわけにはいかんということで、それで、委員長案を拒否しました。そしたら、委員長はそのまま本会議に持って入ると。本会議の中で議論してくれと。そして、その結果、また持って帰って、委員会からはよう返せない、委員長はもう返されてましたんで、本会議で採決をしました、最終日に。その結果、その委員長は委員長を辞任されました。

だから私としては、私らのあんなん通ったからという、そういう問題ではなくて、やはり委員長としては纏めようとされた。だけど纏めるにはあまりにも、私は悪いものといいものと、まとめて余計悪くなるやないかというような、そんな発言も確かにしたと思うんです。その案に対してね。だけど、その議員さんたちはそういうことで、私らのそういう提案している議員が悪者だというようなレッテルを貼りにずーっと歩いたんですよ。

だから、そういうこともある。だけど、今まで議員提案でされたものは、私はないと思います。議員提案されたものについては、前回の議員定数の条例改正というのを、これは議員提案です、確かにね。

だけど、議会運営委員会で纏まったもの、それを、当時は委員会提案というものはありませんでしたので、議会運営委員会、当時は6人だったと思います。全員で提出して、それまでにも全協何回も開いてもらって、みんなの意見を集約して、それでこういう形でということで、当時の里川委員長もだいぶ苦労しはった。それで、最終日に出したということなんです。

それも、その当時の議長諮問を受けて、そんな様子、つくったという

ことですから。

だけど、今回は議長諮問を受けてできたのは、委員会はこの議員定数については、両論併記でもなんでもない。両論併記という言葉は使っておられます、確かに。だけど、纏めることはできません、ということだから、これは、私は1つの決着がついてたと、そのように思ってます。

そして、今回ある程度の情報は私はいただいていた。そういうばかげたことをなぜするんだということだね。それは、確かに権利やと、そしてそれを出されることは自由だし、そやけどその取扱いになぜ、6月の議運まで、私は前回正式に出てないから、今日議論止めときましようということは、そのようなことをなぜ皆さんわからないんだということで、もうあきれたんです。だから委員会も1時間以上休憩させたんです。その間にやはり勉強してもらいたかった。

それに、今日このことで議題にしたら、そういう話ばかりです。そして、私の会議規則にのっとった、誤りのない議会運営をしようとしているんです。議会を公式のようにしようとしていること、このことに対して、どういう見方しているんですか。私は残念ではないんですよ。そういう議会を運営していくのだったらね、皆がそういう議会を運営していくと望んでいるのかどうか、皆1人ずつこの意味を聞いてみたい。

だから、今日は付託先を、付託するのはもう原則のうちの原則なんです。この3項の議会の議決を省略することができるという項目には当てはまらない、この議案は。なにか当てはまることあるんですかね。そのことを練ってください。 伴委員。

伴委員

これ正直言って、議員発議というのは、理事者側から出てきた議案ではなく、おっしゃるように、最高意思決定機関の方から、言えば2人以上で出ているものだということなんです、私が思うのは。

だからそれから言うと、私もルールというのは大切やと、委員長と同じ考えですよ。だから、その中で結局それを付託で、それをまたいろいろ議論するというのは、僕は逆に例外のほうに、僕は入ると思うんです。やはり、そちらのほうでなれば、本会議で皆に諮るというのが、ス

トレートな考え方やと、私は思うんです。そやから、ルールを捻じ曲げて、まあ言えば強引にというような思いは私自身は持っておりません。

以上それだけ申しておきます。

委員長

確かに伴委員そうだと思います。私もいろいろ相談もさせてもらってましたから、そういう意見だろうなど。休憩中での発言に対しても私はそう思ってます。だけど、今、おっしゃっているように、これがルールなんですよ、議会の、会議規則なんですよ。

そういうことをやろうとするんだったら会議規則の改正をね、多数の人間でやってもらったらよろしいです。それでやってもらって、これをそういうルールに変えてもらって、先に議員発議については、議員の意見を尊重して付託しない、このね、請願の意見、92条に規定する場合を除きって書いてますよ。この92条の請願の意見書、委員会付託ということについてはね、請願は紹介議員がついているんですよ。それと住民の思いなんですよ。議会にこういうことをしてくださいという思いなんですよ。だからこれを付託することはしないと、これは原則なんですよ。

だから、今のは請願で紹介議員がついていて、議員定数を13名にしてくださいという請願で上がってきていたら委員会付託は省略、当然なんですよ、ルールです。だからそこらのはき違えとかね、そういうものをしてもらったら困りますということ。

だから、こういう、今まで、だから議長が本会議場で39条の3項によりということ、議会の議決で省略することができるとなっているから、議会へ議員皆に省略してよろしいですかと聴いている。異議なしとなった時に省略をして本会議で議論している、即決しているんです。そういうことなんですよ。今まで皆それでなんのために、異議なし、議長がなんのためにわざわざね、会議に諮っているんですか。それは斑鳩町議会では専決処分についてはそうしようと、これは慣例です。だから、専決処分のときに議長は議長席からそういうことを言っている。ただ単に言っているのと違いますねん。それは全部やってきているのが、議会運営委員会なんですよ。それでこういう具合にしてもらいましょうと。

それで今、提出者からこれは即決してほしいというような要望が、この議会運営委員会に、その提出者ですから、2人からそれは言われてもいいですけど、ほかの提出者でない人がね、それをどう判断するかですよ。判断というか、私は採決取るつもりもなんでもありませんよ。当然これは付託する。付託しなければいけないんですよ。ルール違反なんですよ。だから、ほかの3人も聞いてます。副委員長にも聞いています。だけど、残念ながら違うこと考えてはるのか、違うこと聞いてはるのか。全く会議規則を無視したような、委員、意見を言ってもらっているから、もうどうしようかなということ、悩んでる、情けない。

何が斑鳩町議会が素晴らしい町議会かということ、しかも今までそれを議会運営委員会でやってきた、議会を引っ張ってきた、議長や議運の委員長を経験した人が、なんでこんなことさえわからへんの、私は情けない。 伴委員。

伴委員 結局、僕はね、確かに規則にのっている。だけど正直言って、これはもう基本的に議員発議の場合は、こういう取り扱いになるやろうということは、明文化せんでも、私が思うような形に皆さん解釈されてきているん違うかと、私は。それが今までの。

委員長 だから、今そういう意見を言っている人は誤解です。それは、そういうものはありません。どこにもありません。 伴委員。

伴委員 そしたら、斑鳩町議会以外のところでも、同じような形になっているかどうか、ちょっとそのあたりもちょっとお聞きしたいですね。この機会に。実際どうなんかなど。やはり議員発議というものの、重みですね、からいくと、基本的に本会議が先、そして例外的に付託というように思われて仕方ないんですが、ちょっとこれ聞いていただきたいです。

委員長 ほかの議会を調査したわけでもないし、しっかりとほかの議会の取り扱いについて斑鳩の町議会の議員がね、そういうことを口出しすることはご法度だと思っています。

だから、斑鳩町議会が議会運営委員会に、盛んに私が議運の委員長をしているときでも、盛んに視察に来てくれました。それは県の議長のほうでも、議会運営委員会、斑鳩町議会はまっすぐにいろいろみんなのことを考えてやってきている、そういうところだから推薦してくれたんです。だからその人たちと、よその議会運営委員会とはいろんな情報交換しました。私らのほうで改めな、あつと、それこそ目からうろこのことも言ってもらえることもありました。だけどそのことを捕まえて、私は議会を、何とか斑鳩町議会をもっと公平、それからしっかりしたものにしてしようということで、いろいろな提案もしてきました。

その1つが議長の1年交代、私はその時に議運でも話したんです。そしたら先輩の、その時の議運の委員長がね、言われた言葉が、議長になる議員の権利を剥奪するようなことはやめとけと。なんやねんと言ってね、思ったけど、その当時の、そういう雰囲気があったからもうあきらめました。

それと常任委員会が1年だから、そこでかわるんやから、議長もかわったらええやんという、短絡的な考え方もあるということもわかったので、常任委員会の、これは条例で決められますので、これを2年にもってきました。それが19年の時の条例改正なんです。委員会条例の改正です。それによって2年という申し合わせをした。

もう何回もいつも言いますけども、全国的に言ったら、半分以上が議長、やはりその議会を引っ張っていくのは任期4年間というのが半数以上ある。それから、あとの3分の2ほどが、5分の4ぐらいですかね、それがほとんど2年。今、斑鳩町がやっているのが1年交代して皆さんで議長という名誉だけを持っていこうと。なにも引っ張っていく、議会をどうしよう、議会を変える、私はそうして改善していこうというのは、あくまでも住民のためなんですよ。

それで、まあこれが付託されたら、私は言おうと思ってます。中味についてもね。なんのための議会ですかっというのをね。それらに戻って、だから私は議運でももう1回やろうやと。あるべき議会像を求めてなんです。あそこをしっかりと読んでいったら、何がある、その先に定数のこともこれでいいのか、本来は、あれらは増やせということになって

くるんです。この委員会中心主義ということをとっていく、委員会中心主義をとっていくということは、全議員が賛成しているんですよ。

その委員会中心主義をとるためには、付託するのが大原則なんです。それと、先ほどから伴委員も言ってたけど、町長提案の議案と、議員発議の提案とは区別すべきやと。重み、それは議員の思い上がりです。本会議に提案してくるのには、当然その議案としては、議案ということは住民のために審議する案なんです、ね。だから何も議会のために定数減らせとか、だからやるんじゃないから、それらは同じレベルで見えてはいけない。議会が出してくるやつだから、議会の重みを出してくる。だから、それだけ賛成者がいてるんだったらね、必ず成り立つんですよ。

だから、それまでの過程としてね、この文言にのっとして委員会付託をして、今、4人もおられるんです。その中の2人が提案者です。

この議運の中でも議論をして、それをやって、纏めて、議運の中で最終的にも、それやったら表決して、それを本会議に持って行って、それが9月議会になるとか、この前も言っていましたやろ、9月議会でも12月議会でもええやんかと、なんでそんなに焦ってるんやと。そんでそういうことを言うことによって、私は提出者のことを、もっとしっかり考えてくれということを出さなければいけない、委員長としてね。

そのことをしっかり考えてください。 伴委員。

伴委員

何回も平行線の話して申し訳ないんですが、これで最後にさせていただきます。先ほど思い上がりという委員長の発言がありましたが、私はこれ思い上がりで話しているんじゃないかと、やはり議会内から出てきた議案やということで、まあ言えば、委員会付託に馴染むか馴染まんか、ちょっとその辺が違うように思うんですね。まあ言えば、理事者側から出てきたものと、議会内から出てきたものとの、その違いを言っただけで、決して私らが偉いからとか、そういう意味で言うたものではございません。それだけ言っておきます。

委員長

議員の思い上がりやというのはね、今の行動を見させてもらってたらね、町長部局から提案されている議案についてと、それから発議、議員

提案との重みがあるという考え方は、私は議員のそういう思い上がりじゃないのかなという表現をただけで、差し障ったらそれは取り消します。

ただね、どちらの議案も、議会という場所の会議をする場所、そこで採決する。採決する前にいろいろ討論して、そのいろんなことを意見を出してもらって、そして練って、それで返しているんです。でないと、委員会中心主義、委員会付託する意味もないんです。

だから、委員会中心主義というのは、あくまでも委員会で専門的に議論しましょ、深く掘り下げましょ、そやから町から提出されたのも、委員会に付託してもらってます。当然専門的にいろいろ議論します。だけど、それでいろんな意見も言います。それで住民に対して、住民にとって何が良好なのか、そしたらその時にちょっとここがおかしいけど、全体のことだったらいいかということで、私は判断しています。それでどうしてもこれは町がこういうことをすることは、将来の住民にとって禍根を残すという場合は、私は1人でも反対討論します。そういうことで、私は、自分自身に自負を持っていますし、議会運営については、そういうことをするべきだと、そのことが議会の活性化を図るということ。追随している、町長から出されたものを、みな追認しているやんかというような批判も受けてます。だけど、ここまでやったら住民のためにいいかなと判断してます。その意味で、町から出されているものと、それからこの議員発議とは区別すべきだと、そうして本来、こういう形で議員発議をする、もうされてますから、何も言いませんけども、議員発議するものではない。

前年度みたいに、諮問を受けて、もう一度纏まらなかったんだったら議会運営委員長としてね、もう1回その時の議運の委員長が、今度は議長になってくれますから、諮問することはないのかと、念を押したでしよ。それもないということで。そしてその時の諮問された議長が議運の委員で入っておられるんです。私は議運の委員長に、皆さんにお願いして推挙してもらいました。そのことをやろうとしている、だのにこういう形で、しかもルール違反のことを今盛んに言うておられるということに対してはね、私は残念で仕方ない。それが私のあれです。

だから、委員会付託をしましょう、しましょうじゃなくて委員会付託をするのが当たり前で、それで前回のときに副委員長からも付託先を、特別委員会を組んだらという案もありました。だけど、特別委員会を組む必要は私はないと思います。このことは、議会運営委員会で今までから議論してきているし、これは斑鳩町の議会運営委員会が今まで何回もやってきて、その中のいったん15名ということにした。そして、自治法が変わった、そしたらもう1回ということ、今、退席したけども、中川議長の時にもう1度同じ諮問したと。それで、議運でも練った。だけど15人ということ、条例も改正してあるので、その今度15人での委員会の複数制を採り入れて、委員会の活性化を図ろうということ、やってきた。

それで、4つの委員会、常任委員会、それから広報を常任委員会に変えた。それも自治法の改正の時の趣旨にちゃんと載っているんですよ、あの議員必携にね。常任委員会を増やせと、複数制を活用して、だけど今回の議会運営委員会の纏めで、確かに今の予算決算常任委員会がこれはおかしいということで、私も言いました、削除。全員が削除。当然私は常任委員会を減らすような、後退した意見に纏まるとは思っていなかった。だから提案しました。だけど、何言っではりまんねんというような感じで、これはしゃあないなと。だから本来意味を分かっている議員さんがおられないんやなと。残念やと。だけど、そのことでこだわってどうのこうの言うことは私はできません。というのは、予算決算常任委員会をなくすということは全員一致でなりました。増やすんじゃないんです、構造変更しようと、結果的に前のレベルに戻しとこうと。

(「委員長よろしいですか」 との声あり)

委員長

ちょっとしゃべらせてください。休憩させてないから。

(「手、挙げてまんねん」 との声あり)

委員長

委員長がしゃべってますね。委員会ですよって。議長が何も言う必要

はないんです。

(「そんなことない。挙げてまんねん」 との声あり)

委員長 なんですの。あんた委員違うでしょ。

(「オブザーバーで入らせてもらっている」 との声あり)

委員長 オブザーバーや。委員長が言うてるから、委員長が聞いてからにしてください。

まあ、そういう話なんです。

嶋田委員。

嶋田委員 このルールにのっとして、第39条3項の規定を採るんか、第1項の規定を採るのか、それでこの発議をどうするのか、もう皆さんの意見を聞いてください。それが今日の議運の仕事だと思います。

委員長 だから、その意見をそしたら言ってください。

その前に申し訳ない。皆さんに今までのやったこと、やってきたこと、その議会の議決で省略することができるということに回すのかということに対しては、1つのルールがあります。先ほどからしゃべってました。しっかり聞いてください。だからそのことを覆すだけの、まあ、嶋田委員はこれを採りたいという意見だと思いますが、これを私は賛成多数とかそういうものでやるものじゃないと思います。ルールにのっているかどうか、そのルールで、例えば緊急性があるんだと、最初にも言いましたけど、初日にやる、それとか先ほどから何回もしゃべって、議長からもあまりしゃべるなとか、本会議の後のこととかがいろいろあるということも考えておられるんだと思いますけどね。それらのこともしっかりと、やっぱり議運の委員でしたら確認してから発言してください。

嶋田委員。

嶋田委員 先ほど、第3項では緊急性とか、いろいろおっしゃいましたけれども、ここではそういう文言は一切入っておりません。それは委員長の思いであって、考えであって、それに縛られる必要は一切ないと私は思います。

委員長 他の委員さん。 木澤委員。

木澤委員 今、いろいろ委員長のほうでも意見聞いていただけてますけども、私は議論すべきだという意見で申し上げてまして、基本的にはやっぱり委員会で付託をして審議をしていくと。私の提案としては全員が入った特別委員会を作って、この議運におられないメンバーの皆さんの意見も聞いて議論をしていくべきだというふうに提案させていただいてますが、付託先がどこになるかというのはまた別の問題としましても、基本的にこの会議規則に沿っての話を今されてましたんで、民主的な議論をしていこうということに基づいて会議規則があるというふうに思うんです。今、提案されています議員定数の削減ですね、本日採決をとというふうにおっしゃっていますけども、私はその委員会に付託することに何か問題があるのかなと、そこをね、お聞きしたいんです。なんでそんな性急に結論を出そうとしてはるのか。私はしっかり議論をして、然るべき結論を出していくべきだというふうに思っているんですが、でも、委員会に付託しないで即決してしまうというやり方自体がね、住民から見てどうなのかなという点については、非常に疑問が残ります。その点についても、今、いろいろ委員長のほうでお聞きしていただけてますんで、委員さんのほうでもその点についてはどう思っているのかというのも、できたら併せてお聞きしたいなというふうに思うんです。

委員長 小林委員。

小林委員 議員定数の問題については、前も発言させていただきましたけれども、他の14名の方々も、斑鳩町議会、全15名の方々の意思というのは、もうこれ以上議論しても変わることがないというふうに思っています。それほど去年1年間本当に意見の集約をしていただきましたんで、他の

議員さんがどういうふうに思っているかというのも改めて皆さんわかりましたので、その中で、個々の意見をより固く、勉強とか、いろいろ他の議会とかも調べられて、意見が、意思がより固まったという感じだと思いますのでね、それで本日のこの議会会議規則の解釈についてもこれだけいろんな解釈の仕方があり、議論の終結をできない状態ですのでね、私はそれぞれが会議規則の解釈にのっとなって、今回提出されてきたということも踏まえまして、本日、採決を採っていただきたいなというふうに考えます。

委員長 それなら3項の項目を適用してくださいということやね。そういうことやね。

他の委員さん。 坂口委員。

坂口委員 私も今、小林委員言われたのと同じような意見ではあります。

委員長 だからね、すみません。ちょっと意見言ってもらってるのに悪いんですけど、3項を適用するかしないかという判断をしてほしいんです。

坂口委員 それだけを言われまして、適用していただきたいという考えでおります。

委員長 理由は小林委員と一緒にやねんな。議論は尽くされているということで。固まっているという発言をされるから、その辺が私はちょっと勘弁してほしい。

坂口委員 固まっているという、僕も、すみません、ちょっとそれはあれですけど、去年1年間議論されて、全協でも皆の意見聞いていただいたということで、今回それを受けて出されてきたんであって、いろんな意見あったとは思いますが、僕自身としては次の全協でも、皆さんの意見、また最終確認的なこと聞いていただければなという思いはあったんですけども、今のその第3項を適用するかどうかということにつきまし

ては、適用していきたいという考えであります。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 いろいろ聞かせていただいたんですけど、小野委員長の言わはることもわかるんですけどね。今、実際聞かせていただいて、付託って言われているんですけど、今ここに提出者4名と、ここに2人おられますやんか。それならもうどこへ付託しても結論は一緒かなと私自身思ったんですけど。だから、委員長か皆さんが、これもし付託になった時にね、どこへ付託されるのか、また特別委員会つくられるのか。それならそこでまた議論しようということでも、これだけみな固まってんねんやったら、付託先というのはないのかなと私は思うんですけどね。

委員長 伴委員。

伴委員 39条3項適用で、私はいいと思います。

委員長 理由は。

伴委員 昨年の1年間のやっぱり議運でのいろんな話し合いで、私は一定の、もう、ある程度出尽くしたと思っております。以上です。

委員長 そしたら、私の意見というものを言わせてもらいます。

嶋田委員がこの3項に、どういうんですか、緊急性とかそれらのことは謳っていないと、だから皆に諮ってくれということで話しましたが、まずその話も、私は、はっきり言いまして間違っています。今までの議会運営を誤った形でされてきたのはその理由だとわかります。文書に明記されていない、その中はどういうものかということは、これは今までの議会というのか斑鳩町の斑鳩モデルとして、その当時の先輩議員がきちっとルールを言っておられました。それは私は先ほど披露しました。緊急性がある場合と、そういうことです。それが書いてないからという

ような形で発言されてましたけど、これが私は間違いだとはっきり申し上げます。

それから3人の方がいろいろ議論をしてきたというようなことで、2人の方ですかね、おっしゃってますけど、諮問を受けて議論をしてきたのは、それで両論併記というのは、片一方の15名と13名ではなかった。だから議論は固まってないし、議論はできてない。議論は尽くされてない。そのことをもう1度やりましょということで、私はルールに従って付託すると、そういうことを言ってます。

それから、副委員長が、特別委員会ということに対しては前の議会運営委員会でも提案してましたけど、私は特別委員会をつくる必要はないと先ほど申し上げました。議会運営委員会でのことについては、16年、17年でずっとやってきてます。だから、この委員会に付託するのが当然だと、今までの慣例からということでしてます。

ここで議長、何か発言を求められておりますので、議長。

(「ちょっと待ってください。」と呼ぶ者あり)

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 この今出た結果を、それならどうされるんですか。まずそれお聞きします。

委員長 結果って、何をするんですか。

嶋田委員 いや、もう第3項にのっかって本会議で表決するという、数で言えばそういうことですよ。

委員長 数。そこがね、私は付託して数で押し切ったという形を残さないでおこうということを思っているんですよ。そのね、数で押し切ったような議会運営をやっていたら、この議会の崩壊なんですよ。だからそれをワンクッション置いてもらいたいという、その思いで皆さんにいろいろ

と云っているんですよ。こういうものでしょと。それで、そこにもう6月議会も終わったらすぐ選挙やねんと、だから条例を変えとかんなら定数のこともあるからとか、例えば12月に選挙や、だからというんやったら、もう今から条例改正せないかんから、もう本会議で緊急性があるからということで採決したらよろしいですよ。まだ期間が2年あるということやから。だから、きちっとそういうことで議論もしました、その結果が13人だという、そういうね、どこに言われても、副委員長も言っていましたやろ、住民から見てもそんなん数の力で押してこないしたと言われたくないでしょ。だから言ってるんですよ。そこらの気持ちをわかってもらわなね、何のために私は委員長として今までの、まあ先輩面してますけどね、それが斑鳩モデルなんですよ。何を考えて今までしているかという、そういうこと言ったらまた議長かって文句言いたそうやけど。もうそこらをね、皆大人になってください。斑鳩町議会議員として誇りを持ってください。そこらの手当てをして。これはね、もう何回も言います。緊急性があるやつで出してくれはったんやったら私は拍手してますよ、はっきり言って。だからその取り扱いをすると言っているんですよ。

嶋田委員。

嶋田委員 数でって言いますが、ある1つの考えを持った議員さんが多くいてると、そういうことです。何も違う考えを持った人を無理やり引き込んで、こんだけいてますねんという考えではないわけですよ。これは民主主義の基本的なルールですよ。

委員長 だから、だからですねん。

嶋田委員 せやから結論出してくださいよ。

委員長 そのね、結論を出すのが本会議場なんですよ。けどそこまでいく間にはルールがあるんですよ。議会というルールがある。委員会中心主義をとっている。委員会中心主義をとっている、それを誇っている斑鳩町

議会としては、まだその期間が、委員会に1回付託して、委員会でやって、それでその時に表決とって、それで委員長報告やって、本会議で委員長に対して、そういう形をとってきているんですよ。それをなぜ省略せんなんの、今の時期に省略せんなんの。そういう省略をしてもらったら、せつかくの発議者にも私は傷がつくと思うんですよ。

嶋田委員。

嶋田委員 よろしいですか。何も、せやからこの議会運営委員会で、この取り扱いをどうするかを今話し合っ、皆さんの意見を聞いて、本会議でどのように取り扱うのか結論を出してくれと言っているわけです。委員皆さんの意見を聞かれたわけでしょ。そしたらそれに基づいて決を出してください。

委員長 聞きました。だけど、決をとるかどう、委員長としてこういうものでしょと。今、せんどしゃべってます。もう喉渇いてきてます。それを皆さんが採決採決という、その理由がわからないんです。採決まで採って、39条の3項の適用を議会運営委員会で決めるというふうなね、そういう問題ではありません。それは常任委員会か何かでの付託された案件に対してやることなんです。今後の議会運営についても影響してきます。そして、それらをきちっと手順を踏んであるものという形で条例改正ができたなら私は思っているんですよ。なぜ、先ほど副委員長も言っていましたけど、なぜ急がれるんですかということも問いただしているやん。そのことを言ってくださいよ、そしたら。

伴委員。

伴委員 正直言って、私自身はまあそれは1分1秒急いでいる、そういうことは実際はございません。だけど、緊急性という面で、私の個人的な意見ですが、住民の方々から、下手したら直接請求というのが議会のほうに来る可能性は十分あると私は認識しているから、早くやらないといけな思っているから、こういう形にさせていただきました。

委員長

まあね、住民請求がされた案件でしたら、先ほど言ってますように、39条の中に、第92条、請願の委員会付託は省略すると、その場合を除きですからね、そういうことになってくるんです。今は議員発議です。だから、想定されること、その想定されることは私は何も問題ない。だから、提出者の1人ですから、そういうことで懸念されるのであれば、その住民からそういう住民発議をしてもらって、それから請願という形で紹介議員になってくるのが当たり前なんです。その住民からそういうことをされる可能性がありますから、発議をしてすぐにせなあかんとかね、それらは一切ありません。それはね、17年のときにも、なんやら会議の人らが、議会運営委員会で決めたことに対して相談があります、ということでセットしたことがあります。それで議論したこともあります。だけど、議会運営委員会でこうして決めて会議に諮って、でてきているものということで、その方たちもそのまま、まあ、私からすれば失礼やけどね、そこから議員を出すでと、そういうようなことも言っておられました。だけど、私らはそれだけ議会運営委員会できちっと議論して、それから全協でやったと、前のことに戻りますけども、そういうことで手順をきちっと踏んでいるから、どこから何を言われても恥ずかしくない行動をしてましたから、そのようにしました。

伴委員。

伴委員

私の言っているのは、地方自治法上の住民の直接請求権です。結局、50分の1。で、まあ言ったらその請願とかそういうものでなく、直接請求という形でくる可能性もあると、そういうようなことも踏まえ、それから議会が審議するというのでなく、今の時点でやっとなあかんの違うかと。まあ言えば国が言われる、自分らのことは自分らで決められへんのかと言われるようなことのないようにという思いを持っているから、ちょっとそういう意見を言わせていただいたということです。

委員長

それならちょっと、来るかもわからんとか、可能性があるからこの議案を今、6月のこの最終日に本会議に付託するという理由が、私は一切ありません。それは思います。委員長としての。 嶋田委員。

嶋田委員　これもこの委員会で纏まりつけへんようになったら、これどうしたらいいわけですか。

委員長　ルールに基づいたらええねやん。

嶋田委員　副委員長、どうです。

委員長　木澤委員。

木澤委員　前回の議論も含めてですね、だから私はこの議会運営委員会以外の議員の皆さんの意見も聞いて、取り扱いについても議論していくべきじゃないかということも申し上げてきましたし、これについてはメンバーの皆さんについても合意を得ているのかなというふうには思っているんで、だからやっぱり、今まあこういう状況もありますんで、全員協議会を開いていただくなりして、他の議員の皆さんの意見もお聞きして判断していくべきかなというふうには、今思うんですが。

議長、これでどうでしょうかね。

委員長　中西議長。

議長　今木澤委員言われたように、他の議員さんの意見を聞く、これはもう必要だと思います。だから今、本来ですとやはりこの議運の委員の中で、委員会の中で、委員皆さんの意見というのはこういう意見だということやさかいに、その辺はやっぱりある程度尊重はしてもらいたいなというふうに僕は思います。

せやから、もうどうしてもその纏まりがつかんと、それである程度何人かの議員さんの中では、全協の中でその意見を聞いてほしいという意見もありますんで、できればそういう形をとっていただいて、皆さんの意見を集約してそれで答えを出すという形を取ってほしいと思います。

委員長

議長の意見で重みを感じながら聞いていたんですがね。というのは、議会運営委員会で付託された案件でもない。議長から結局、継続審議として、議会運営委員会は議案についての付託先を決める、そういう場所ですので、その付託先を決めることで、付託をしていたら間に合わないような議案、それについては即決ということをお願いしておるんですね。だから今、私はこの3項を適用すべきだと、これすべきだという意見あるんですが、これはそれに当たらないという意見で、議会運営委員会としては当たらないということで、採決するものとは違うと説明しているんです。

これは、今の伴委員が直接請求される動きがあるとか、そういうのがあるから前もって審議する必要があるからということなんです、その動きというものがあつたとしても、それが出てきたとしても、何も議員提案で出した、それでこういう具合にしたと、それは一切関係ない。それは出てきた時にそれを議論したらいいだけのことでね。今議案として提出されてます。それで、されてなかって、議会運営委員会でこういうことがありますからということでどうしようということを経験していただきました。それだけなんです。私はそれだけの、最初から議運の委員長を自分からは手挙げて、あれしてやってきた時から、最初からもう言ってます。議論しよう。そういう民主主義の名のもとに、多数の横暴なんです。そういうことを行ったということ、私は誇れる斑鳩の町議会で形跡を残したくない、そういうことなんです。

小林委員。

小林委員

ちょっと事務局長に簡単な質問をさせていただきたいんですけども。去年議会運営委員会のほうで2回の議員定数についての意見の集約、2回アンケートとっていただきましたけれども、1回目と2回目で大きく意見がころっと変わった方っておられるんですかね。

委員長

俺が説明するで。な、説明するわ。局長に聞いてくれてんねんけども、私は愚問だと思います。というのは、ちょっと聞いて。先ほどからもい

ろいろあんた言うてくれている、前回の諮問を受けたとこで、今度のこれも書いてますけどね、ちょっと中身に入っちゃってしまって悪いと思うんやけどね、前回の、諮問があつての議会運営委員会で審議された「議会改革と議員定数について」の結果として各改革案が示された。しかし議員定数に関しては、現状の15人を維持すべきとする意見と削減数に隔たりはあるものの、議員定数削減をすべきとする意見の両論併記だった。このことがあつたから議論がされきっているとか、その内容がどうのこうのとか、この後引き継いで出しているということは、今改めてこの13人について議論しようということなんです、今出された。だからこのことは、もうこの時には一旦決着ついてるんですよ。諮問している、議会運営委員会としては現状維持だと。現状維持ですよ。両論併記、纏まらないということは、15人ですよ、定数、だからこれは現状維持なんですよ。この時に13人ときて、それでその議論したけど13人と15人のその内容が繋がらなかったということで、委員長が返されていたんだったらね、それは両論併記だったかもわからない。纏まらない、現状をそのまま維持していく。議会運営委員会としては、そういうことを全員協議会の、全協からのアンケート調査とかを皆ここへ、議運のところへとりあえずのせていろいろと議論した結果、委員長はこの定数については両論併記であるからこのままでという、答申返しませんがね。返さないということは、現状の15人。それで、私としたらね、それで一旦決着ついてるんですよ。だから、新たに議会運営委員会で議論しましょうという矢先に、しかも6月議会の初日じゃなくて、こういう終盤に出してくる。それで、多数の人が皆こうこうやと、皆賛同しているんだと思います。だけど、それで委員会付託をもう1回、議会運営委員会で議論をしてその結果こうなったという、そういう跡を残さなかったらルール違反だということで、私は言っているんですよ。

小林委員。

小林委員 去年そういうふうで、2月20日付けで議会運営委員会の委員長、中西委員長のほうからいただきましたけれども、それを受けて今回、議員発議が出てきたのかなというふうに思っています。それと今、事務局長

にお聞きしたのは、委員長が今、議長ですし、今年の議長が今回提出されたので、ご本人に聞くよりは中立的な議会事務局長に聞いたほうがいいのかと思って、ちょっと間違えました。的外れかもしれませんが質問させていただきました。といいますのも、先ほどから何回も言わせていただきますけれども、15名の意見というのは、この議員定数についてはもう変わらないというふうに思っています。他の案件とは別問題で、例外で。という中で、委員会付託または特別委員会をしても、委員会付託や特別委員会を開くことによって、僕はちょっと時間を費やしてしまうことが怖い。となってきましたとですね、緊急性がないかどうかと言われてましたら、僕自身は、緊急性があるというふうに思っています。もう2年を切りましたし、早く議員定数については結論を出していかないと、その後の議会運営について、これをきっちり議論しないとですね、政策提言機能や監視機能の低下に繋がってしまいますので、やっぱり最低1年以上は議会運営について議論したいなと思っていますので、そういう中で、この科学的根拠のない議員定数について1つの案が出てきましたのでね、それについては私は本当に、何度も繰り返しの発言になってしまいますけれども、なんとか早く決着をつけたいなという思いがありますので、今回、この6月議会で決着をつけれるんだったら、つけていただきたいなというふうに思いますので、委員長のほうには、そのようにお取り計らいのほうお願いしたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時53分 再開)

委員長

再開いたします。11時10分まで休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時10分 再開)

委員長

再開します。

休憩前にいろいろと皆さんの意見をお聞きいたしてましたが、再度いろいろ意見を言ってもらっていても、なかなか結論的なものが導けないのじゃないかなと私自身も思っておりますが、もう少し議論をしてもらって、斑鳩町議会としてはどういうことをやっていくべきなのかも纏めてもらいたいなど、そのように思います。

この会議の中で、傍聴人から休憩中に、ちょっと痛い、委員長としての態度が悪いということも盛んに言われましたけども、その傍聴人の方は結局、住民から見てこういう議論をしていたということがわかるようなことをしてもらいたいと、これは何もその希望を聞く必要も。まあこんなこと傍聴帰らしたから言うんでないけど、これも私は1人の住民からですが、おっしゃっていることも議会としては正しいんじゃないかなと思っております。それらのことも踏まえて議論を深めていきたいなど思っておりますので、よろしくお願いします。 宮崎委員。

宮崎委員

私も、皆さんの意見を聞かせていただいて、まあ委員長言っはることもよく私わかりますんで、委員会付託ということで言われてましたんでね。まあ私が皆さんのだいたい聞かせていただいていたら、全員に関わることであるということだし、委員会付託せなあかんということなんで、結論をなぜそんな急ぐのかってということも私もちょっと疑問に思ったんで、私からの提案なんですけど、委員会付託と両方あわせて、全員に係わることやから全員の特別委員会をこしらえたら全員で議論できるのと違うかなと思えますんで、ちょっとその方向だけ、私の意見として言わせていただきたいなと思えます。

委員長

委員会付託で、全員での、全議員での特別委員会を設置して、そこへ付託すると。

他の方で。どうですか。 坂口委員。

坂口委員

私も今、宮崎委員言われましたように、全員参加による特別委員会にしていただけたらと、休憩中考えまして、そういうふうに思いました。

委員長 他、どうですか。 伴委員。

伴委員 私は朝からずっと自分の考えで話しているように、決して議員発議の場合は、まあ言えば付託がまず前提やという委員長との意見の違いというのを非常に私は平行線やなという話をしておったんですが、やっぱりその考えは私は変わってないんですが、これは全員に関わることでありますんで、今、宮崎委員のおっしゃることに賛同させていただきます。

委員長 他どうですか。

先ほどからの議論から、先ほど即決という形で委員会付託を省略するという意見の方も多かったのですが、その方も委員会付託、ただし、付託先はこの議会運営委員会ではなくて全議員が参加した特別委員会を設置してそこになんという意見で、2名の方から、3名かな、いただいております。

そのような扱いをしていくことで委員会として纏めたいと思いますが、ただ1点、委員長から提案なんですけど、全議員の特別委員会というのは、過去にもないことはないんです。ちょうど市町村合併の法定協議会が設置された時点で、やはりこれは全議員が参加した特別委員会ということで設置した記憶があります。特別委員会と全議員が参加という言葉に私はちょっと違和感を求めているんですが、あるんですが、それも別に違法でもないし、まあそういう形で特別委員会を設置してそこへ付託するというだけでもいいかなと思いますが、1つの案として、今までこの議員定数については、議会運営委員会が付託を受けて審議をいろいろ重ねてきてやってきたという経緯もありますので、議会運営委員会に付託をしてもらって、その中の議会運営委員会での審議の中で、私は委員長として全協を議長に開いてもらって、全員の方の意見を参考にし、てこの纏めをしようかなと。もちろんその時に、意見が纏まって、あの、対峙する場合は表決、採決を採らせていただきます。

だから、特別委員会を設置ということで今日のこの委員会の纏めとして議長にお願いしたいと思いますが、特別委員会、全員やからいいのか、

委員長はそのときまた後で決めたら。

そしたら、この議員発議については、本会議で全員の特別委員会を設置していただいて、そこへ付託ということでご異議ございませんか。

嶋田委員。

嶋田委員 確認だけ。全員ですけども、議長はオブザーバーという立場になってこようかと思います。そやから14人の特別委員会を会議に諮っていただいて、設置していただくという形でよろしいですかね。

委員長 今、ちょっと言い忘れましたが、議長はやはりその特別委員会には参加しないということで、付託となって、14名の委員、議長を除く14名の委員での設置した特別委員会ということを次第書にも書いてもらって、そういうことでよろしいな。

(異議なし)

委員長 それじゃ、そのようにさせていただきます。

(「名称は」と呼ぶ者あり)

委員長 暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時21分 再開)

委員長 再開します。

ただいまのその特別委員会の名称ということについての委員さんからのご意見ですので、このことについてご意見のある委員さん、いらっしゃいましたら。 木澤委員。

木澤委員 議員定数のことについて特化して検討する委員会ですので、議員定数

検討特別委員会でいいんじゃないかなというふうに思います。

委員長 今、副委員長からそのような提案がございましたが、委員皆さん、どうでしょうか。

(異議なし)

委員長 ご異議ないようでしたら、その名称で特別委員会を設置します。そして、議長を除く14名ということで、本会議で設置してそこへ付託するという決しておきますので、よろしく願いいたします。

それでは。すみません、先ほどちょっと委員会付託して、そのまま本会議を延長することもできませんので、特別委員会を設置してそこへ付託する、それで議長の発議でこの議案については継続審議とするということで、継続審議をうっておきます。そのことによって閉会中にも審議ということが可能になってきますので、その点もよろしくご配慮のほうお願いしておきます。

それでは次に、同じく議員発議ですが、八尾空港へのオスプレイ訓練受け入れの撤回を求める決議案についての取り扱いについて、ご意見をお聞きいたします。ご意見ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今、定数の問題については、いろいろ付託をするということで、まあ問題が問題だけにそういう結果となりましたが、こちらについては、今の時期に決議をあげたいということで、上げさせていただいておりますんで、本会議で即決という形でとらせていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 発議者でもある副委員長からそういう意見が出ておりますが、議会運営委員会としてそれでよろしいですか。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほどの討論の中で、伴委員が議員発議は基本的に付託は向いていないのではないかというご意見、それは確かにそうだと思います。先ほど

の議員定数削減の条例の一部を改正する条例については内容が内容だけに、全員で審議してはどうかという考えに改まりましたけれども、基本的に議員発議に関しては、もう委員会付託は省略という考えでありますので、これはもう省略で結構かと思えます。

委員長 いろいろな尾びれっていうのかなんかついたような感じしますねんけど、そしたらこのことについては、本日、本会議で採決というんですか、提案いただいて、採決していただきたいと、即決ということで決めさせていただきたいと思えます。討論の確認は、全協でやってもらう。

それでは次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうで何かご質疑、ご意見などありましたらお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、その他についても以上で終わります。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時26分 閉会)